

日高管内における馬伝染性貧血の清浄化達成までの取り組み

○ 大野 治¹⁾、前田 友起子²⁾

1) 北海道日高家畜保健衛生所、2) 北海道根室家畜保健衛生所

【はじめに】

馬伝染性貧血は、ウマ科動物に特有の回帰熱と貧血を特徴とする致死性疾病で、馬産振興に甚大な被害を及ぼしてきた。本病の撲滅は大きな課題であったが、国家防疫として、摘発・とう汰を推進し、平成 29 年に清浄化が確認された。今回、国内最大の軽種馬生産地である日高管内における本病清浄化までの取り組みの概要を報告する。

【明治 42 年～昭和 53 年の対策】

昭和 23 年に診断基準が改正され、それまでの臨床検査による診断に加え、赤血球計算及び担鉄細胞検出法が定められた。北海道では、昭和 25 年～29 年に「撲滅 5 カ年計画」を実施し、管内では 834 頭の患畜が発生した。その後、昭和 53 年まで毎年の検査と自衛防疫を推進したが、担鉄細胞は本病に特異的ではなく、感染馬の効率的な摘発は困難であった。

【昭和 54 年～平成 29 年の対策】

昭和 53 年 8 月に診断方法が特異性の高い寒天ゲル内沈降反応 (AGID) に改正されたことを受け、多頭数の検査に対応するため、当所は関係者と協議を重ねて入念に体制を整備した。

昭和 54 年度は 22,969 頭を検査し、62 頭の患畜が発生した。平成 9 年まで家畜伝染病予防法 (法) 第 31 条による全頭検査 (約 3 万頭/年) を実施したが、管内では昭和 56 年を最後に患畜の発生はなく、清浄化が進んだことから、平成 10 年以降は法第 5 条による 5 年に 1 回の検査 (約数千頭～1 万数千頭/年) に移行した。

【清浄化達成～現在】

国内では平成 5 年 (在来馬は平成 23 年) を最後に本病の発生はなく、平成 29 年、馬防疫検討会で国内清浄化が確認され、法に基づく検査は終了した。現在は、馬の輸入に伴う本病侵入を阻止するため、輸入馬の着地検査の一環として 2 回の抗体検査を実施している。

【今後の防疫体制】

本病の清浄化は、108 年と長期に渡る馬飼養者や関係機関の努力の積み重ねによる成果である。本病防疫を契機として、管内では、地元関係機関で構成される日高家畜衛生防疫推進協議会 (推進協) が設立され、地域一帯となった伝染病防疫体制を構築した。本病の清浄性維持には、侵入リスクとなる輸入馬の着地検査が最重要である。競走馬の国際交流レース出走や輸入に加え、令和 3 年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、馬の移動に伴う海外からの馬伝染病の侵入リスクが高まるが、国内最大の軽種馬生産地として、今後も推進協及び関係機関と連携し、本病の清浄性維持並びに他の馬伝染病防疫を推進していく。